

補助金等検証シート

No. 21

所属	花のまちづくりセンターふろーらむ	会計	1	款	6	項	3	目	4	事業	15	花のまちづくりセンター管理費
第5次総合計画施策体系		章	3	節	(5)	部門	②	部門名	公園・緑化			

1. 補助金の基本データ

(1) 補助金名称	花と緑のわがまちづくり助成金		
(2) 根拠(条例・規則・要綱名)	花と緑のわがまちづくり助成金交付要綱		
(3) 補助金創設年度	平成20	年度	交付区分 団体(公募)
(4) 補助金の導入経緯及び目的	潤いとやすらぎのある快適な都市空間を創出するため、公園その他公共の場において自ら積極的に花づくりによる緑化に取り組もうとする自治会に対し、平成8年度から平成19年度まで花苗の交付を行っていたが、緑化に必要な資材(プランター、土、肥料等)に対する助成ニーズの高まりを受けて、より汎用性のある制度とするため、平成20年度から現行制度に切り替えた。		
当該補助金(又はその施策・事業)の根拠法・関係省庁(該当する場合のみ)			
(5) 平成25年度予算額	5,427 千円	財源	国・県補助金 千円
			その他特定財源(生駒市みどりの基金) 5,427 千円
			一般財源 千円
(6) 平成25年度予算額積算方法	[補助率、補助単価、対象者数(件数)等が明確に分かるように記入して下さい]		
56,540円/件 × 96件 = 5,427,000円			
(7) 国・県からの補助金の概要	補助率、補助基準等		
	[市単による上乘せがある場合は、その内容]		
	[国、県等の補助金が創設された経緯・目的]		

(8)から(12)は団体への補助の場合のみ記入してください。

(8) 交付先(団体等名)	公募により平成25年度は97団体を対象	(9) 団体等の構成人数	人
(10) 交付先の構成団体の名称(別紙添付でも可)	平成25年度交付対象団体は別紙のとおり		
(11) 当該補助金の交付の他に交付先に対し行っている助成状況(該当項目全てに○)			
項 目		積算根拠又は内容	金額
市が事務局業務を行っている		人 × 6,600 千円 =	0 千円
場所や備品、消耗品等無償貸与している			千円
有料施設等の減免を行っている			千円
有料施設等の使用料の補助を行っている			千円
その他			千円
(12) ((11)で該当項目がある場合) そのような支援を行っている理由			

(13) 補助金総合計 (5) + (11)	5,427 千円	(14) 補助金総合計に占める人件費の割合	0.0 %
------------------------	----------	-----------------------	-------

2. 補助金制度に関する指針等への適合状況

(1) 補助金の算定根拠		適合しない理由と今後の対応	
① 特定の具体的な事業に対する補助である。	○		
補助対象事業・補助対象経費		緑化事業(市内に存する公園、学校、公民館、集会所、街路樹の植樹等)の公共の場所において草花等の植栽を実施し、かつ、その維持管理を行うことについて市長の認定を受けたもの)を実施する自治会、管理組合もしくは事業所又はグループに対し、花苗、種子、球根、樹木、プランター、土、肥料等の原材料の購入費用を実績に基づき助成	
② 補助率については補助対象経費の1/2以内、補助単価を定めるものについては、単価の設定根拠は明確である。	○		
補助率又は単価設定根拠		対象経費の合計額が1対象事業者に対し1会計年度80,000円。 ・花壇等への植栽 年2回:5,000円/㎡以内、年1回:2,500円/㎡以内。 ・プランターへの植栽 年2回:1,800円/㎡以内、年1回:1,300円/㎡以内。	
③ 補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付は行っていない。	○		
再交付先の名称、件数等			
再交付の金額・内容			
(2) 補助期間			
① 補助金の終期(原則として3年)を設定している。	○		
(終期を設定している場合) 終了年月日		平成26年3月31日	
(3) 実績報告等			
① 補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告書が提出されている。	○		
② 領収書及び契約書の写し等を添付させている。	○		
③ 1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認している。		1件当たりの助成額の上限を80,000円としており、対象外。	
(4) 交付先団体等の財務状況及び会計処理 ※ 団体への運営補助の場合のみご記入下さい			
① 交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。			
② 交付先団体等において適正な監査機能を有している。			
③ 補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。			

3. 補助金交付基準による検証

(1) 公益性

① 広く市民の福祉向上と利益の増進につながるか。	A	つながっている
[上記のように評価した理由] 平成20年度以降実施している本事業は、平成24年度で95団体、本年度は97団体が市内各所で概ね年2回以上の草花等の植栽が行われており、市民の目と心に潤いを与える花と緑にあふれたまちづくりが市民生活の中に浸透しつつある。		
② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。	A	適合している
[上記のように評価した理由] 平成24年度 市民・事業者満足度調査では、本市のイメージを「自然や緑の豊かな住宅街が広がるまち」と思われている市民・事業者が最も多く、行政の取り組みに対する施策の重要度に関しては、「緑・水環境の保全と創出」が重要とする市民が77点、事業者が73点と非常に高い。 また、「緑化の推進」に対する満足度でも市民が55点、事業者が52点と高い状況であるが、施策の進捗状況に対する意識では、「花や緑であふれ、『花と緑と自然の先端都市・生駒』の実現に向けて着実に取り組みが行われている」と答えた市民は64点(前回53点)、事業者は51点とやや低い状況で、今後より一層施策を推進する必要がある。 一方、「現在は参加していないが、今後参加してみたい」活動として、「自然環境保護などの住民活動」を挙げている市民が53.0%、事業者が49.3%といずれも高く、市民・事業者も今後の活動に意欲を持たれており、今後の活動の広がりも期待できる。		
③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。	A	合致している
[上記のように評価した理由] 市の第5次総合計画において本市の目指す姿を「花や緑であふれ、『花と緑と自然の先端都市・生駒』の実現に向けて着実に取り組みが行われている。」こととしており、今後5年間の主な取り組みとして、市民などが「生垣助成制度」や「花と緑のわがまちづくり助成制度」を活用することにより、まちなかの緑の創出を図り、緑と自然のまちづくりを推進することとしている。 また緑の基本計画においても、“花と緑であふれる庭先・窓辺・まちかど”を創り・育てていくため、市民一人ひとりの活動を、隣近所からまち全体へと発展させていくための支援を行うこととしている。		

(2) 必要性

① 市が関与する妥当性はあるか。	B	一定程度ある
[上記のように評価した理由] 制度開始から6年目を迎え、今年度は97団体の申請を受けているが、上記の市民・事業者満足度調査からはより一層の活動の拡大・定着が必要であり、花等の植栽に取り組みの上で課題となる経費に対する助成は不可欠と考えている。		
② 補助金等の交付以外の代替策はないか。 (直接執行、委託等への切替など)	B	ない
[上記のように評価した理由] 市民・事業者の自主的な取り組みを進めるための施策であり、直接実施や委託実施はそぐわない。 また、助成金に替えて以前実施していた花苗の無償配布は、地域の独自性や自主性を阻害する要因ともなるため、事業の趣旨にそぐわない。		
③ 創設当初の補助金の目的がすでに達成されていないか。	B	ある程度達成されている
[上記のように評価した理由] 市民団体、事業者、学校関係等、今年度は97団体からの申請があり、徐々に事業の広がりは見られるものの、より一層の拡大と定着が必要と考える。		

(3) 補助の効果(成果)

① 補助金等の交付の効果(成果)が認められるか。	B	一定程度認められる
② 補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。	A	期待できる
[上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入して下さい。)] 今年度は97団体からの申請があり、徐々に事業の定着と広がりが見られる。また、「花や緑であふれ、『花と緑と自然の先端都市・生駒』の実現に向けて着実に取り組みが行われている」と答えた市民は64点と前回の53点より大きく増加しており、本事業を含む施策の成果として評価できると考える。		

(4) 補助内容の妥当性(2. 補助金制度に関する指針等への適合状況を踏まえてご記入下さい)

① 補助の対象事業・経費及び補助金額の算定根拠は明確か。	A	明確である
② 補助金の用途は目的に沿ったものか。 (交際費、慶弔費、懇親会費等で交付目的に直結しないものに支出されていないか。)	A	目的どおりである

(5) 補助金交付を中止した場合、問題は？

有	判断理由	各団体独自に必要な経費を捻出してまで事業を維持・継続する段階には至っていないと考えられ、施策が進まないばかりか、今日までの投資が無駄になる恐れがある。
---	------	---

(6)平成22年度以降(H22年度に見直し対象外となったものは平成18年度以降)、内容等で見直しを行ったことがあるか。

有	見直し時期	平成23年3月	
	見直しの契機	行政内部の検討結果による	
	見直し内容	〔総額・件数・積算・補助率・その他 見直しを行った内容を具体的に明記してください。〕 要綱の期限を3年間延長	
	(無と回答した場合のみ) 見直しを実施していない理由		

(7)H22年度の「補助金等の見直しに関する提言」の提言内容と異なる対応を行った理由は？(H22提言と異なる対応をした補助金のみ記入)

--	--

(8)今後の方向性は？

①	継続	判断理由	毎年、ほぼ同程度の助成申請があり、その内で新規申請者もあることから事業が浸透しつつあると考えられ、より広範囲に事業の拡大・定着を図るため、さらに3年間事業期間を延長して継続実施する。
		②、③と判断した場合の見直し又は廃止の時期、その内容	

4. 附属データ

(1)交付実績

	平成24年度 (見込)	平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度
補助金決算額	5,550 千円	5,367 千円	4,518 千円	4,681 千円	3,851 千円
うち国県補助金	千円	千円	千円	千円	千円
うちその他財源	5,550 千円	5,367 千円	4,518 千円	4,681 千円	3,851 千円
うち一般財源	千円	千円	千円	千円	千円
交付件数実績	95 件	93 件	87 件	83 件	78 件
当該年度交付対象数	95 件	93 件	87 件	83 件	78 件
補助金交付・管理事務の person 費	0 千円				
職員従事者数(人・年)					

(2)・(3)は団体への運営補助の場合のみ記入してください。

(2)補助金交付先の収支状況

	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度
歳出決算総額	千円	千円	千円	千円	千円
歳入決算総額	千円	千円	千円	千円	千円
うち前年度繰越金	千円	千円	千円	千円	千円
積立金(H24年度末現在高)	千円				

(3)補助金交付先に対する市の出資状況

有の場合出資額	千円
---------	----

(4)他市の状況(H25年度予算ベース)

市名	金額	備考
奈良市	1,700 千円	道路の美化に花苗・種を現物支給している。
大和郡山市	510 千円	フラワータウンモデル事業として年3回、25自治会を対象に花苗を支給。
天理市	0 千円	
橿原市	840 千円	「花いっぱい運動」として14団体を対象に6万円/団体を上限に助成。
香芝市	247 千円	公募により2団体に対し助成。

平成25年度 花と緑のわがまちづくり助成事業 対象団体

番号	申請者	番号	申請者
1	オナーズヒルズガーデンズ	51	フラワリータウン生駒自治会
2	門前町自治会	52	株式会社南都銀行東生駒支店
3	新旭ヶ丘自治会	53	東生駒グランドハイツ管理組合
4	さほっ子の花園	54	東生駒駅改札前デッキを飾る会
5	あすか野花のボランティア陽だまりの会	55	東生駒第2ガーデンハイツ管理組合法人
6	上中学校育友会	56	あすか台自治会
7	奈良交通(株)北大和営業所	57	鹿ノ台中学校スクールボランティア
8	あさがおの会	58	獅子ヶ丘自治会
9	生駒市立生駒北中学校	59	チームバス停
10	倭苑フラワーフレンズ	60	あすか野チューリップ
11	真弓南シルバークラブ	61	あすか野花のボランティアけやき広場
12	東生駒自治会	62	あすか野花のボランティアネムの会
13	R168花と緑を育てる会辻町第1東班	63	あすか野花のボランティアコスモス
14	グリーンヒルいこま花倶楽部	64	あすか野オアシスの会
15	憩の家エイトフラワー	65	青山台花ボランティア
16	R168花と緑を育てる会辻町アーバンライフ班	66	竜田川流域の美しい街まもり隊
17	花鹿クラブ	67	光陽台みどりの会
18	サウスモール花くらぶ	68	中菜畑2丁目7班
19	美鹿の台	69	中菜畑はな10
20	山崎町ガーデニングクラブ	70	辻町東自治会
21	生駒駅南通り商店街協同組合	71	R168花と緑を育てる会
22	有里町自治会	72	桜ヶ丘小学校ガーデニング部
23	有里町自治会第6班	73	生駒東第一学童保護者会
24	谷田町自治会	74	生駒東小学校PTA
25	東松ヶ丘自治会	75	山崎町ガーデニングクラブ2
26	光陽台ひまわりの会	76	生駒市立生駒小学校育友会
27	白庭台ひまわり会	77	東生駒グリーンマンショングリーンクラブ
28	おおみね会	78	壱分町西自治会
29	生駒市壱分町南自治会	79	セントポリア生駒自治会
30	緑ヶ丘自治会	80	生駒東第2学童保護者会
31	東旭ヶ丘自治会	81	小瀬の里自治会女性ふれあいの会
32	生駒グリーンマンション自治会	82	真弓1丁目見守り隊
33	辻町北自治会	83	東菜畑北自治会
34	R168花と緑を育てる会	84	ガーデンハイツ「つつじの会」
35	久保自治会	85	社会福祉法人青谷学園 はな保育園
36	松美台西自治会	86	生駒市立あすか野小学校PTA
37	壱分町老人クラブ 壱寿会	87	真弓小学校フィールドメイクサポーター「かぜ」
38	鹿ノ台東1丁目自治会	88	北大和自治会女性部
39	鹿ノ台東2丁目自治会	89	ひかりが丘 ガーデニング部
40	鹿ノ台東3丁目自治会	90	東生駒南自治会
41	鹿ノ台西1丁目自治会	91	運動公園 花咲かせチーム
42	鹿ノ台西2丁目自治会	92	生駒北小学校育友会ガーデニング部
43	鹿ノ台西3丁目自治会	93	俵口草花クラブ
44	鹿ノ台南1丁目自治会	94	セントポリア花の会
45	鹿ノ台南2丁目自治会	95	花咲かせ隊
46	鹿ノ台北1丁目自治会	96	小明町自治会
47	鹿ノ台北2丁目自治会	97	喜里ヶ丘自治会
48	鹿ノ台北3丁目自治会		
49	いこま寿大学 学生OB有志会		
50	いこま寿大学学生委員会		

花と緑のわがまちづくり助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、まちなかに草花等を植え、花と緑と自然のまちづくりを推進する自治会等に対し、予算の範囲内において助成金を交付することに関し、生駒市補助金等交付規則（平成20年10月生駒市規則第19号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象者は、緑化事業を実施する自治会等とする。

2 前項の緑化事業（以下「事業」という。）とは、市内に存する公園、学校、公民館、集会所、街路樹の植樹柵（連続した複数の区間にまたがるものに限る。）等の公共の場所において草花等の植栽を実施し、かつ、その維持管理を行うことについて市長の認定を受けたものをいう。

3 第1項の「自治会等」とは、自治会、管理組合（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）に規定する管理組合をいう。）若しくは事業所（これらに属するグループを含む。）又は地域のグループをいう。

(助成対象経費)

第3条 助成の対象となる経費は、花苗、種子、球根、樹木（低木のものに限る。）、プランター、土、肥料等の原材料の購入費用とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、前条に規定する原材料の購入費用に相当する額とする。ただし、1対象者につき1会計年度80,000円を限度とする。

(認定申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、補助金規則第3条の規定による交付の申請として、花と緑のわがまちづくり助成事業認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 事業計画書
- (3) 事業実施前の現況写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(認定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、事業の認定の可否及び額を決定し、補助金規則第6条の規定による決定の通知として、花と緑のわがまちづくり助成事業認定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(変更の承認)

第7条 認定を受けた者は、その事業の変更（軽微な変更を除く。）又は中止をしようとするときは、市長に届け出て、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 認定を受けた者は、事業完了後、速やかに花と緑のわがまちづくり助成事業実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

ない。

- (1) 収支計算書
- (2) 領収書及び経費の使途を明らかにする書類
- (3) 完了写真

2 前項の規定による実績報告は、認定額の範囲内で分割して行うことができるものとする。

(助成金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、助成金の額を確定し、花と緑のわがまちづくり助成金交付額確定通知書（様式第4号）により、当該実績報告を行った者に通知するものとする。

(助成金の交付の請求)

第10条 前条の規定による助成金の額の確定の通知を受けた者は、速やかに請求書（様式第5号）により市長に請求しなければならない。

(助成金の交付)

第11条 市長は、前条の規定による請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(施行の細目)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行し、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。